

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなが人権文化まちづくり協会

第 68 号 (2020 年 7 月)



目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 巻頭言「受託事業がスタート！のはずが…」 | 3 |
| 納得のいく対応を！「豊中市の『障害』児保育所入所要件見直し問題」 | 4 |
| メディアを読む「新型コロナウイルスと人権をめぐる動き」 | 13 |
| 学びと気づきの場「豊中市人権教育推進委員協議会 50 周年」 | 19 |
| 歴史を振り返る「緊急事態を機に子ども支援の今後を考える」 | 21 |
| 記憶から記録の時代へ「高田敏子さんのお話」 | 26 |
| ようやくスタート！「子どもを最優先に」 | 30 |
| センターから協会へ「改めまして、よろしく申し上げます」 | 31 |
| まずはご相談を「コロナ禍に伴う相談と新規事業のスタート！」 | 31 |
| ピンチをチャンスに変えて「この数か月間の振り返りとこれからのこと」 | 32 |
| INFORMATION | 34 |
| 編集後記 | 35 |

人権平和センター豊中がオープンしました。とはいっても箱自体は 1973 年に建設された 47 年目を迎える年季入りの建物で、正直、真新しさはありません。2 階は、こどもの学び・居場所事業の受付（平日は 14 時から、土曜日は 10 時から）ができるように、少しロビーの配置換えをしました。3 階の平和展示室は、「豊中と戦争の時代」（展示室 1）、小学生高学年向けの「平和と学びポスター展」（展示室 2）、「まちなかの記憶」（展示室 3）と 3 つの部屋に分かれて展示がされています。3 階はスタッフが常駐しておりませんので、見学を希望する方は 2 階の事務局にお声かけください。入場無料です。

新型肺炎の感染拡大予防のため、2 月下旬から予定されていた市主催事業が着々と（？）中止になり出しました。

4 月に予定されていたセンターのオープニングセレモニー（テープカットや太鼓演奏など）も中止となり、今のところ

実施の目処は立っていません。事業を実施するか、中止にするか、いつまで休館にするのかを、毎日のように国からのお触れを待ち、大阪府からのお触れを待ち、豊中市からのお達しを待つ日々。休館が延長するたびに張り紙を書き換える日々。見通しが立たないストレス、感染への不安や、コロナに感染せずとも、「欲しがりません、勝つまでは」のような空気にすべての人がぐったりしていたように思います。前事務局長を寂しがる声もなく（週一回来てるので）、新事務局長を励ます会も持てず、これまで滞っていた作業に忙殺され、今に至ります。

6 月 1 日からストップしていた事業がようやくスタートしました。少し忙しいスケジュールになりそうですが、再びやって来るであろう第二波に備えなつつ、地域の人たちと繋がっていければと思います。

巻頭言

受託事業がスタート！のはずが…

酒井 留美【事務局長】

みなさん、自粛生活はどのように過ごされていたでしょうか。

さて、とよなか人権文化まちづくり協会では、今年の1月・2月、急ピッチで2020年度4月からの新しい事業に向けて準備を進めていました。ところが3月からコロナ感染予防でセンターが休館になり、全ての事業が中止になり現在に至っています。

「相談及び人権・平和啓発事業」、「こどもの学び・居場所事業」、「こども多世代ふれあい事業」、「老人憩の家管理運営業務」と4つの事業すべてを企画して、準備を整えたにも関わらず、豊中市から「成果物がないのに委託料は払えません、これが基本的な考えです」と言われました。委託業務（仕様書に書かれている事）が出来ないのは協会の落ち度ではないのですが、市が一番求めている成果は主に数字（何回やって何人来たか）です。しかし事業をするにあたって企画の柱立てや情報収集、資料準備などがあつての事業であること、何を持って成果物とするかを何度も何度も市と協議しました。4月・5月の2か月分は全額いただく事は出

来ませんが、先日ようやく4月分の金額が決まり請求を出させていただきました。それから間もなく5月の報告を出させていただき、次は5月分の協議の始まりです。事務局長としての初の協議、かなりのストレスでなかなか大変でした。

5月21日に緊急事態宣言が解除され豊中市の方向がだされ6月1日から感染予防の対策をしながら、まだまだ全開ではありませんが、人権啓発事業、地域交流事業、豊中・螢池の両こども事業ができるようになりました。6月15日からは憩の家のお風呂も再開できました。

久しぶりに会えたみんなのホッとした笑顔に、地域と人をつなぎ、人権文化のまちづくりを目指す協会事業の重要性を改めて感じました。

まだまだ続くコロナ事情、何時どうなるかわからない状況ですが、コロナとの付き合い方をしっかり考え付き合っていないといけませんね。

納得のいく対応を！

豊中市の「障害」児保育所入所要件見直し問題

青木康二【監事、「障害」児・者の生活と進路を考える会】

ともに育ち生き合っこそ

次男（1985年8月14日生まれ）が0歳保育で1986年4月に野畑保育所に入所した（8ヶ月目に）のを思い出します。夫婦とも仕事をもっていたので「（就労要件なしの）優先入所」ではありませんでしたが、長男・長女の二人が公立保育所入所に至るまでは教職員厚生会委嘱の民間一次預かり保育所に通わざるを得ず苦労したのを思い出します。ところが、次男は優先的に地元の保育所に入所できました。そこには一足早く長女が通所していて、「障害」児保育の取り組みに加えて、きょうだいとの関係を大事にしようとする豊中市の配慮を知って、とてもありがたいと思えたのを忘れることができません。

次男は本年8月で35歳を迎えます。「障害」者枠ではありますが、近くの大学の用務員補助員として構内の清掃活動や自転車の駐輪整理などで汗をかいています。毎年、同級生と鍋を囲んだり、ひと時を過ごすのを楽しみにしています。0歳からの保育所や小中

で培った同級生との関係があったからこそ、たくましく「おっさん」の生活をつくっているのです。豊中で生まれ育ったからこそ、次男の貴重な日々があるのだと噛みしめています。

保護者の戸惑いと怒り

私たち「考える会」は、毎月第3木曜日の午前中に「ひまわり」を中心に定例会をもっています。40年以上前からの取り組みで、親・きょうだい・教職員・市民が力を合わせて運営・活動をしてきました。「障害」があっても、自分たちが暮らす場所で兄弟姉妹や近所の友だちと一緒に幼稚園・保育所や小中学校へ通い、地域であたりまえに、ありのままに暮らし続けることを望む子どもたちの願いを支え、実現する市民の会です。

昨年10月の「考える会」例会にて、参加者から「9月27日付けでこども園から『令和3年度障害児入園にかかる取り扱いの変更について（お知らせ）』というチラシをもらったが、よく意味が分からない。同じ園の保護者

も戸惑っている」との相談を受けました。「お知らせ文」には、変更内容として「現在、障害児で特に集団保育が必要な場合となっているが、令和3年4月以降、障害児等で特に集団保育が必要な児童が保育施設を利用する場合、父母ともに就労等の保育事由が必要となる」とありました。つまり、この豊中市で45年間にわたって「障害」児を集団保育する場合に必要とされてこなかった「就労等の要件」がこの「変更（お知らせ）」通知で義務付けられるとする、とんでもない内容でした。豊中市の保育教育・福祉行政の根幹にかかわる変更でありながら、事前の保護者説明会も一切なしで、突然の、それもたった1枚のお知らせ文で済まそうとする豊中市の姿勢に、定例会参加者はしばらく開いた口が塞がりませんでした。

豊中市障害児保育基本方針では

1974年に策定された「豊中市障害児保育基本方針」の「障害児に対する基本的態度」には、「児童福祉法24条に規定、すなわち『保育に欠ける乳幼児を保育する』という範囲にとどまらず、措置を必要とするすべての障害児を望ましい集団環境の中で保育する必要がある」と記されています。それまでの豊中市における「障害」児保育運動の積み重ねの中で『『障害』児優先入所』が打ち出されてきたわけです。その内容は、「保護者の就労等の要件

を必要としない」、「観察期間を設け障害児保育の必要性を把握し、加配保育士を配置し保育する」というものでした。豊中市は、多様な集団の中での保育こそがすべての児童が育ちあうことにつながるのだと『『障害』児の優先入所』を全国に先駆けて打ち出していたのです。

「インクルーシブ教育」につながる豊中市の保育基本を、市は、当事者や市民の意見を一切聞くことなく「変更」しようとして来ました。5年前に内閣府管轄の「認定こども園」の仕組みがつくられ、厚労省管轄の保育所と文科省管轄の幼稚園が合わさった施設ができました。この新しい制度ができたことによって、児童は保護者の労働や疾病、その他の事由や年齢等で1号・2号・3号の認定区分に分けられることになりました。市は、「障害」児入園を希望する場合にも、国にあわせて保護者に就労などの保育事由を必要とする施策にしたと言います。同時に、「お知らせ文」では「保護者の方へのお願い」として、不就労の場合は「初期段階での親子通所が重要であるため、児童発達支援センターにおける、親子通園や小集団親子教室の利用も検討ください」と、集団保育を受けられなくなる3歳未満児に昨年度に開設された「児童発達支援センター」の活用を誘導するような案内もしていました。

市長あて「変更」撤回を求める「お願い」の申し入れ書を提出

私たちは、豊中市の障害児保育・教育の根幹が崩されてはならないと、思いを共有するなかまとともに、昨年12月末に当該部局との協議の場をもちました。市は「ともに育つ保育・教育をめざす姿勢に変更はない」「入園

の要件を変えるだけ」「40年前とはちがう状況の変化」等との説明に終始され、参加者の納得が得られるものではありませんでした。そして今回あらためて、豊中市の基本姿勢である「市民主体のまちづくり」を問うためにも、下記の内容で「お願い」を豊中市長あてに申し入れました。

豊中市長 長内繁樹様

「2021年度障害児入園にかかる取り扱い変更について（お知らせ）」について
のお願い

2020. 5. 7

国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議

代表 井上 康

事務局長 古田拓也

豊中市は半世紀近くの間、「ともに育つ保育・教育」をめざして来られました。多くの豊中市民がその姿勢を評価し、保護者・親は安心して子どもを豊中の保育所・幼稚園・こども園に預けることができおりました。しかし「2021年度障害児入園にかかる取り扱い変更について（お知らせ）」が出されて以来、私たちの不安は募るばかりです。

私たちはこれまで二度にわたって、この件に関しての要望をさせていただきました。昨年12月には「この変更（お知らせ）を撤回し、当事者参加のもとに再検討されたい」との要望書を提出し、当該部局とのお話もさせていただきました。しかしながらそのお答えは到底私たちの納得のいくものではなく、豊中市の保育教育および福祉行政の根幹に関わる変更について、市長としての責任あるお答えをいただけたとは思えません。

これまでの経緯を含めて今一度、私たちの疑問と要望をまとめました。豊中市長の誠意あるお答えをいただきたく、また新型コロナ渦中にある中うやむやなまま「2021年度障害児入園にかかる取り扱い変更」を実施されないよう、強くお願い申し上げます。

記

1. なぜ今回の決定で豊中の子どもとその保護者が、これまで通りの隣近所の子どもたちとのこども園での生活をあきらめなければならないのでしょうか？納得のいく説明をいただきたいです。

47年前の1973年10月25日付朝日新聞は、「豊中市教委は、24日、これまで公立幼稚園の『入園取り消し』要項に入っていた、『集団生活に耐えられないもの』の項目を来年度から外すことを明らかにした。この日『同市肢体不自由児親の会』（北地輝明会長、百十二人）が『障害児を公立幼稚園に無条件で入園させてほしい』など、同市教委に要望したのに応えた。…後略」と報じています。

翌年の1974年4月9日、「障害児故に健全児との自由な交流が阻まれていることこそ『保育に欠ける』状態である」ことが認められ、市は就労証明書を入所条件からはずしました。さらに同年5月23日、市民生部は「障害児については希望者の入所を保障する。今年度は欠員が発生次第入所させる」と『障害』のある子の優先入所を具体的に認めました。その後、豊中市では障害児保育基本方針に基づいて「ともに育つ保育・教育」が進められてきたわけです。

ところが市は今年の3月議会で、『「障害児保育基本方針」は、保育所入所要件に保護者の就労に関して言及したものではない』と答弁しました。

市は就労証明書を入所条件からはずし、1974年に策定された障害児保育基本方針に、『障害』のある子を「児童福祉法24条の規定（保護者の就労等により保育に欠ける）にとどまらず保育する」と明記し、「子どもの立場に立った障害児の保育所受け入れ」を今日まで続けてきました。にもかかわらず今回の答弁や説明をされていることは、就労要件復活のために過去の事実までも捻じ曲げようとしているのではないかと、市の姿勢を疑わざるを得ません。

2. 市は議会では議員に答弁していますが、保護者に対しては納得のいく対応をしていません。園長に丸投げで、その園長も経緯や事情を知らないように保護者の質問に十分に答えきれていません。市当局として、保護者・市民に対して説明を行う責任があります。事実を即した説明を、市長自らが市民に行ってください。

3. 2015年4月の障害児保育基本方針の改定について、市は「法令改正に伴う文言整理である」としてパブリックコメントを実施しませんでした。しかし「児童福祉法24条の規定にとどまらず保育する」との文言を削除したことにより今回の通知が可能になったわけで、改定は市民生活に大きな影響を与

える内容です。その点から、当然パブリックコメントの対象であり、パブリックコメントの不実施はコンプライアンスの点で大きな問題があります。通知を撤回（凍結）し、改めてパブリックコメントを実施してください。

4. 今回の措置は市の予算確保のためでしょうか？

また「待機児童対策」のためであるならば、今回の措置でどれほど「待機児童問題」が改善されるのでしょうか？ 具体的におしめしてください。他の対策のため、豊中市が何より大切にしてきた、「障害者が共に生きる社会」の理念を後退させないでください。『障害』のある子が地域の保育所に通うことの意義（共生と包摂）を再度問い直して下さい。

5. 豊中の「ともに育つ保育・教育」は療育施設に通う保護者からの、「自分の子どもはなぜ地域の保育所に行けないのですか？」という問いかけから始まりました。児童発達支援センターが「集団生活の土台作り」であるならば、希望する子どもについては地域のこども園との並行通園を保障するのが当然ではないでしょうか？ 本当の理由を教えてください。

6. 市は今回の措置により、2014年に日本も批准した障害者権利条約で明確に示された、「医療モデル」から「社会モデル」への転換に逆行しようとしています。世界的な流れは、これまで豊中市が推し進めてきた、『障害』の軽減・克服ではなく社会環境や周りの市民の考えを変えることによって誰もが生きやすい社会に作りかえる「社会モデル」の考え方に移行しています。世界的な潮流が、豊中の方向に追いついてきたということです。にもかかわらず、当の豊中市が旧来の「医療モデル」に戻ろうとする理由をお聞かせください。具体的に2019年12月議会で、議員からの「0～2歳障害児の集団保育がなくなり、児童発達支援センターへの誘導のみにつながるのではないか」との質問に、市は「多様化する子どもの発達特性に専門的な見地から見立てを行い、子ども療育相談や小集団親子教室など一人一人の発達、成長に応じた支援により、児童の発達を促し集団生活への土台づくりを行っている。」と答弁しています。

市の答弁は『障害』のみに焦点を当て、『障害』の軽減・克服を「集団生活の土台作り」としています。これは『障害』のある人を『障害』の無い人に近づけることで問題を解決しようとする「医療モデル」の考えに通ずるものであり、このような考え方は結局のところ『障害者』の存在をも否定することになり、「津久井やまゆり園」事件とも通底するものです。さらには豊中市

の進めてきた、『障害』を持つ人を『健常者』に近づけることを目指すのではなく、社会のありようを問いなおし、市民が共働して誰もが住みやすい豊中を作り上げようとする考え方にも反するものです。

7. 今回の措置について、現場の園長・保育士さんたちはどのようにお考えなんでしょうか？私たちはぜひとも現場の皆さんの声を聞きたいのです。現場の皆さんも今回の措置は妥当なもの、現場の実態に即したものだというご意見なんでしょうか？

議会での答弁は、就労要件復活のために書かれたものに過ぎないと感じられてなりません。私たちは、日々子どもたちと接して豊中の「ともに育つ保育・教育」を進めてこられた現場の皆さんの本当のお考えを知りたいです。

私たちはこれを機に、現場の皆さんとの正直な話しあいをしたいと願っています。ぜひともその機会を市の責任で持ってください。

以上、市長の誠意あるお答えを衷心より期待しております。

新型コロナウイルスの危機がまだまだ続くと予想されます。コロナ危機に対する対応に追われる中ではありますが、早急に私たちとの話し合いをもっていただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議事務局

豊中市本町 1-13-34（チェリオビル 3 階）TEL：06-6846-7781 CQT01523@nifty.com

多くの元保育所職員も「意見書」を申し入れ

元保育所の先生方も立ち上がられました。「ともに育つ保育・教育は、0歳児から始まるべき！分け隔てることで、障害のない子にとってもともに育つ権利を奪われることになります！」「私たちは、地域でともに生きていくためのともに育ち合う保育と自負し、現実に20歳になっても繋がりを続ける子どもたちの姿があります！」「仕事

をもっていない場合、『午後からの保育・教育を希望するなら仕事をもったらいいいんですよ』というような駆け引きをするような言い方は不適當だと思います。（略）仕事を持つ持たないを事由にする社会ではないのではと思います。これからの社会を担っていく子どもたちなんですから。子どもたちのことを一人の人間として当たり前で尊敬してほしいです。一人の人間として尊敬するならこのような変更は考え直すべきではないかと思えます」「児童

発達支援センターの情報も勿論伝えたいのですが、誰もが選択権をもつべきで誰かがここに行ったほうがいいですというべきではないと思います。また、今までできていたように子どもが望むなら地域のこども園との並行通園を保障していくのは当然ではない

でしょうか」などの憤りを集約され、60名以上の連名にて豊中市への意見書を提出されました。その前段には、すべてのこども園に対して「(国障年)市長あて申し入れ書」「市あて意見書」、後述する保護者作成「チラシ」を送付されていました。

2020年6月11日

豊中市 こども未来部長様

元豊中市立こども園（保育所）職員有志

豊中市の「障害児の入園にかかる取り扱い変更」について
再検討をお願いします（意見）

新型コロナ禍対応などにご奮闘のことに敬意を表します。

さて、豊中市では、1974年から今日まで、①障害児と地域の友達が共に育つことを大切にする目的で、障害児を専用の訓練・療育施設に限ることなく、こども園（保育所・幼稚園）で受け入れてきました。②更には障害児の入所にあたっては、こどもの立場に立ち、保護者に就労等の要件（児童福祉法24条）を求めてきませんでした。これは、様々な困難に囲まれた中での障害児の保護者の子育てを支援する目的もありました。

そのような考え方は、障害児保育基本方針と実施要綱に明記され、私たちは、全国に先駆けて始められたことに誇りを感じ、現場での実践に従事してまいりました。

ところが豊中市は昨年9月、突然保護者宛に2021年度から上記②の条件を変更し、保護者に就労等の要件を求めると通知しました。

これでは、様々な事情で保護者が不就労の場合、3歳児以上はこども園に入園できますが保育・教育時間は短くなり、こども同士のふれあい時間が減少します。3才児未満の子どもはこども園に入園できず、こどもと保護者の地域とのつながりの場が失われます。

私たちは、現場での実践から、子どもたちが共に育ちあう姿を感動をもって見てきました。そのような経験から、今回の「変更」は豊中市がめざしてきた、共に生きる保育・教育の考え方にそぐわないものと考えます。

保護者・子どもが希望すれば、今まで通り、地域のこども園と訓練施設と

の並行通園を保障すべきと考えます。

今回の変更については、市民の意見を聞くパブリックコメントも実施されていません。

豊中市が来年度からの今回の変更の実施を見送り、再検討されることを心よりお願いします。

元豊中市立こども園（保育所）職員有志

*五十音順で掲載

保護者有志のチラシ

そして、保護者の方々も立ち上がられました。「子どもたちを見てこられた先生方がこのような声をあげてくださることに感謝いたします。私たち保護者が声をあげると、子育てが大変だということを主張しているようで、辛く感じることもあります。理解を示してくださる方がいることがとても心強いです」「6月末まで家庭保育するには限界に近いです。もちろん、感染しないことが第一なのはわかっていますが、こんなときも声をあげやすい環境になればと思います」コロナとの関係で身動きがなかなか取れなくて、不安と憤りでステイホーム状態での厳しい思いをされたようですが、6月半ば過ぎから「こども園」登園保護者に対してチラシ配布行動を考えておられます。もちろん、私たち考える会も行動をとるに予定です。次頁は、保護者有志手づくりの配布チラシの内容です。

このチラシは、すべてのこども園入口前で朝夕の時間帯に駆け付けられる保護者の方々に手配りさせていただきました。

「コロナ」対応で市行政も大変な難

題を抱えておられることは、私どもも十分に理解できるところです。だからと言って、うやむやのまま見切り発車につながってはなりません。今回の「変更」については、豊中市の保育・教育、福祉行政の根幹にかかわる内容です。働きたくても働けない、そんな厳しい環境にある親に、選択権もなしに、我が子を「児童発達支援センターに行け」と強要するかのような「変更」は断じて受け入れることはできません。

わが息子も保育所入所前の生後6ヶ月目から新大阪の「高井俊夫さん主宰の子供の城」に通っていました。そこは、ダウン症児の超早期療育指導を行うクリニックで、四国や東海地方からも飛行機で通院している親もいると聞いていました。いただいた『高井俊夫著 ダウン症児 超早期療育の実際』を開くと、『障害児の半減運動』、『もっと素質のよい子が生まれます・・・』などの記述が並んでいました。妻は、その都度の記録を丁寧に記録していました。16回10か月通って、最後の通院のページは、担当者の記録（「立位で遊ばして」「膝からの立ち上がり」「目的物の中に物を入れる」と動きの図示）のみで、それに応える妻の記録は一言もありませんでした。モルモット扱い

警中では、40年以上前から障害のある方に「開かず」地域の「保育園・小学校で」ともに「学び育つ」という事を推進しており、その取り組みに力を入れているのは、保護者の就業条件が追加となり、障害のある0～2歳児は、児童発達支援センターへも誘導され、こども園への入所はできなくなりました。また3～4歳児は、その地域「開かず」の1号認定となるお友だちと「育ち合う」時間が減り、とても困窮しております。

物事を理解したり、言葉の習得ができるようになることが、ゆっくりなの…だからお友だちと長い時間、とくに過ごす事で自然と身に付きやすく自分のペースで成長できるんだ！ 保育時間が減るとできるようにするかもしれないチャンスが少なくなっちゃうよ…



うまくお話ができなかったり身体を自由に動かさなくてまわりのお友だちは一緒に遊べるように考えて工夫してくれるの！ 嬉しいな。

長い時間保育後に療育へ行くように強制されているけど、うちの子は場所や言葉に慣れるまでに時間がかかってしまう…お友だちと一緒に長い時間保育を受けられると、子どもにも負担がなくて安心できるのに…



毎日の積み重ねでゆっくりと成長していくんだけど、春・夏・冬休みと長いお休みに入ると振り出しに戻ってしまいます…

障害児といっても必要とする支援の开いはそれぞれ違います。こども園での生活は、小学校へ通うための準備としてとても重要です。送迎先は児童発達支援センターだけでなく、希望をすれば「地域のこども園」にも通わせられるように成長できるかもしれないチャンスや出会いの場を奪わないでほしいです。

2021年度「障害児入園」にかかる取り扱い変更について(お知らせ)よく判らない方やお困りの方はこちらへご連絡ください。賛同していただける方からのご連絡もお待ちしております

Kodomoen.hogoshayuusi@gmail.com

〈こども園保護者有志〉

のような発達支援にもう我慢ができなかったことを思い出します。その日が最後となりました。

その最後の「子供の城」は、保育所での生活を終えた後に通院しています。保育所の先生方は、「ひよこぐみせいかつ きろく」を毎日作成していただいていた。その日の記録に妻は「耳鼻科に行きました。また新しい『おでき』が出ていて切りました。ほとんど泣くこともなく診察が終わりました。今日は、3～4か月ぶりに「子供の城」へちょっと顔をのぞかせてみようと思います。3時前後に迎えに行

きますのでよろしく」と記していました。

先生からは「ホールでの誕生会、始まるまでの間、なおちゃんが(姉)『たけしは?』と遊びに来てくれて、ご機嫌さんでした。うたの途中でパチパチをちゃんと上手にしていました。劇では、いろいろ(ゴジラ・ウルトラマンなど)登場があったので、保母のヒザでジーツと見ていました。途中ウトウト・・・しかし、保母のヒザから降りて遊んでいるなと思うと、冷たい床でベットと寝転んでいました」とありました。人として、その子をどう見るの

か、「医療モデル」なのか、「社会モデル」なのか、その違いをはっきりと35年前の豊中市が示していたのだと思います。1974年に策定された「豊中市障害児保育基本方針」のもとに実践された、35年前のこの記録が、だからこそ、「全国に先駆けての・・・」と現場で格闘された元保育所の先生方が自負される所以であり、豊中市の誇りだと思

のです。

だからこそ、保護者・市民・当事者を中心とした「ナンで？」の声を市当局に集中させ、豊中市の基本姿勢を正しながら、何としても「変更」の撤回を勝ち取りたいと思っています。多くの市民のみなさまのご支援をよろしくお願いしたいと思います。

メディアを読む

新型コロナウイルスと人権をめぐる動き

西村 寿子【理事】

WHO（世界保健機関）によると7月5日現在で全世界で新型コロナウイルスの感染確認者は、216の国と地域で11,125,245人、死亡者は528,204人にのぼっています。新型コロナウイルス感染予防対策は、人の移動と接触を制限するというこれまでに私たちが経験したことのない事態をもたらしました。

日本でも突然の学校休校で、子どもは意見も聞かれずに学ぶ権利を奪われ、多くの女性が仕事を休んで家事育児をする姿が日常となりました。補償のない休業要請による経済的困窮。リモートワークが可能なのは一部の職場だけ。医療現場でマスクや防護服など基本的な物資が不足など。あらゆる面で社会の脆弱性が明らかになりました。さらに、SNSの急激な普及により、情報伝達力が2002年以降のSARS流行時の68倍に拡大という分析もありますが、感染に対する攻撃や中傷など差別的な意識が露わになりました。

新型コロナと人権をめぐる動きについて、今後の検討素材として、時系列で作成しました（新聞記事、ネットニュース、公的機関や市民組織による発表をもとにしています。出典を記入したものは、当該メディアの調査、独自の見解が見られるものです）

1月

【19/12/31 中国・武漢で原因不明の肺炎の発症が報告】

1/9 中国国営メディアが新型コロナ

の検出を初めて伝える

1/23 武漢市、市外への移動制限

中国政府は22日、新型肺炎の「ヒトヒト感染が認められる」「ウイルスは

変異する可能性があり、さらに拡散するリスクがある」と見解を示す。

1/30 WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」

2月

2/3 ダイヤモンドプリンセス号から感染確認。横浜港で検疫

2/6 ダイヤモンドプリンセス号で集団感染確認

2/7 マスク・手袋不足深刻と警告 (WHO)

マスク手袋などの個人防具用品の不足にWHOが警鐘を鳴らした。需要が通常時の100倍。価格は20倍になっている。

2/13 新型肺炎国内初の死者、和歌山では医師が感染

2/17 新型肺炎、政府の専門家会議が医療機関の受診目安を発表

2/27 全国の学校に臨時休校を要請

政府は、25日に感染症予防の基本方針を決定したが、翌26日、「今後2週間の大規模イベントの自粛」を要請。さらに首相は、27日に突然、3月2日から全国一斉に学校の臨時休校を要請し混乱を招いた。

3月

3/5「休校に伴う助成金、風俗業は対象外」に批判

厚労省は、子どもの世話を仕事を休んだ保護者向けの助成金を新設したが、接待飲食業・風俗業などで働く人は対象外になっていた。「職業差別」「命の選別」と批判され、一転、対象に含まれることになった。

3/6 さいたま市感染防止のマスク配布から埼玉朝鮮幼稚園を除外

さいたま市は市内にあった24万枚のマスクを子ども関連施設に合計18万枚配布を決定したが、埼玉朝鮮幼稚園が除外されていた。その後、13日に撤回したが理由は明らかにされていない。

3/11 WHO「制御可能なパンデミック（世界的な大流行）」

3/13 新型コロナの感染拡大で改正特措法成立

法の枠組みとして指定公共機関（独立行政法人、日本銀行、NHKなど）に政府対策本部長は緊急事態には、必要な指示ができるとされている。国会答弁の中で民放について「できない」とする法的可否に言及せず(3/14朝日新聞)。

3/15 欧州が中心地に (WHO)

WHOは会見で、イタリアを中心に感染が拡大する欧州が世界の流行の「中心地」になったと位置付ける。

3/16 WHO テドロス事務局長は、感染症の疑いのある患者全員を検査するよう各国に呼びかけた。また、中国を除く世界の感染者数と死者数は中国を上回ったと明らかにした。(AFP)

3/24 文科省、感染拡大を受けた全国の小中高生などの「一斉休校」を巡り、4月の学校再開に向けた指針を発表。再開や再休校を判断する際の具体的な目安はなく、事実上の自治体任せ。

3/25 東京都知事外出自粛を要請。

3/26 首都一円「移動自粛」、5都府県知事が共同で要請

3/30 NPO 法人全国シェルターネッ

ト要望書提出

DV相談を閉じないでほしい。給付金は世帯単位ではなく個人単位に。在宅ワークでモラハラ等増えている。

3/30 五輪、来年7月23日開幕決定国、東京都、大会組織委員会、IOCは、日程について合意した。

3/31 京都産業大学でクラスター発生
13人の感染確認に対し、その後、数百もの大学への抗議、バイトの拒否など学生や大学職員への攻撃的で不当な扱いがあったと報道。

3/31 全体主義的監視か市民の権利か コロナ後の世界へ警告

歴史哲学者のユヴァル・ノア・ハラリ氏「今回の危機で、私たちは特に重要な2つの選択に直面している。一つは「全体主義的な監視」と「市民の権限強化」のどちらを選ぶのか。もう一つは「国家主義的な孤立」と「世界の結束」のいずれを選ぶのか、だ。(日経3/31)

4月

4/7 初の緊急事態宣言(東京、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡、5月6日まで)

*首相の緊急事態宣言を地上波各局は予定していた番組を一斉に変更し、生放送の特番で記者会見を中継。NHKは新型コロナ特措法にもとづく「指定公共機関」とされ、緊急事態下では首相や知事が指定公共機関と「総合調整」し「指示」することも可能になる。国際NGO国境なき記者団は、NHKを指定公共機関から除外するよう首相に求めた。(4/10朝日)

4/7 入管収容者の解放と仮放免者の

期間延長を求める声明

全国難民弁護団など3団体が新型コロナウイルスの集団感染の防止を図るため共同声明を発表(ヒューライツ大阪HP)

4/8 NY人種により「感染格差」

ニューヨーク市は、新型コロナによる人種・民族別の死者数を初めて発表。860万人都市のニューヨークでは8日までに約8万人の感染確認、4260人が死亡。人口10万人あたりの死者数では、ヒスパニックと黒人(アフリカ系)が、白人とアジア系よりも2倍多くなっている。

4/9 日本救急医学会と日本臨床救急医学会が声明

COVID-19に関わる救急医療の現状と課題として、陽性の急増によって救急搬送困難が生じており、検査不足によって受け入れ後に感染が確認される事例も増え、一方でマスクやガウンの不足が生じ救急崩壊を加速しかねない

4/15 G7 ジェンダー平等評議会が声明「並外れた時は並外れた連帯が必要」(反差別国際運動HP)

4/16 政府、5/6まで緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大

その前段で、「減収世帯への30万円給付」が「国民一人10万円」の給付に変更。補正予算案を組み替えることを決定。

4/17 政府がDV増加を懸念し24時間対応の相談窓口開設を発表

4/20「国民一人10万円」の給付に関し世帯主を受給権者に

総務省が「特定定額給付金(仮称)事業の実施について」(都道府県知事宛)

で給付対象者は住民基本台帳に記録され、受給権者を世帯主とする。(ただし、4/22 男女共同参画局通達は、DVによって配偶者から避難している人も受給できるとしている。また、4/21 厚生労働省は生活保護受給者の収入に算定しないと発表)。受給権者を世帯主とすることに對して批判の声が上がる。

4/21 アベノマスク異物混入

妊婦用に配った50万枚のうち17日現在で異物混入などの報告が1901件あった。投じられた予算は約466億円。

4/21 情報格差深刻(ユネスコ)

新型コロナの影響で学校休校措置が世界的に広がっている(191カ国、約15億人)しかし、生徒の半数はパソコンがなく、43%はインターネットに接続できないと発表。サハラ砂漠以南のアフリカ諸国では、生徒の89%にパソコンがなく82%がネットに接続できない。

4/23 保健所 パンク寸前

1993年度には全国で848カ所あった保健所が、20年度は469カ所に行政改革によって減少し、対応に追われパンク状態(4/23朝日)

4/24「コロナ検査機能不全 結果まで1週間も」

検査の機能不全を背景にした陽性判明の遅れは重症リスクを高める。(4/24日経)

4/23 看護師感染後も勤務強いられる(大阪市なみはや病院)

4月20日に感染確認された看護師に21日朝まで勤務をさせていた。同病院では120人の院内感染が確認。大

阪市保健所は、22日医療法に基づき立入検査。

4/25 アジア系差別NY市申し立て21倍
NY市人権委員会によると2月1日から4月16日までに248件の申し立てがあり、約4割の105件がアジア系市民に対する内容。前年同期は5件で21倍になった。結果を受けてNY市はアジア系市民への差別を専門に扱う対策チームの設置を決めた。差別が拡大する傾向は、全米に広がっている。(4/25朝日)

4/27 派遣・契約社員「やむなく入社」
各地の労働局に16日までに「出社を見合わせたいのに職場が認めてくれない」などの相談が4千件近くに達した。企業規模や業種、雇用契約によってテレワークの導入には差がある。(4/27朝日)

4/29 衆議院予算委員会、首相は緊急事態宣言延長、9月入学検討を表明

*9月入学は、5月末に撤回

4/30 世界で13億人の子どもが登校できず(ユネスコ)

ユネスコは、新型コロナ対策で休校は186ヶ国・地域で続き全世界の72%、約13億人が登校できていないとして、学校再開の基準について声明。

5月

5/3 苦境の被害者は女性 アントニオ・グテレス国連事務総長

「長期的に見るとこの流行による女性の健康、権利及び自由への影響が人類全体に害を及ぼす可能性がある」(5/3日経への寄稿)

5/5 自粛緩和へ大阪府、3つの数値基準公表

大阪府は自粛要請の緩和基準を公表。

①新規陽性者における感染経路不明者：10人未満②陽性率：7%未満③重症病床の使用率：60%未満。この3項目を7日連続で達成すれば段階的に自粛を解除するとの考え方。科学的根拠には批判もある。

5/6 学費減免国立大5校のみ

日経新聞の調べでは、新型コロナの影響あるバイト先を失うなどした学生に対する支援として学費減免措置などを決めたのは国立大学5校のみ。学生団体「高等教育無償化プロジェクトFREE」が4月に大学生ら1200人を対象にした調査では経済的に困窮し退学を検討していると答えた学生は全体の20.3%に達した。(5/6日経)

5/8 国連グテレス事務総長、コロナでヘイトスピーチ増加へ警告

「津波のような憎悪や外国人嫌悪を引き起こしている」と各国の指導者、教育機関、SNS運営会社へヘイトスピーチ撲滅に向け取り組みを呼びかけた。

5/9 ひとり親家庭 コロナで深まる困窮

母子家庭はもともと経済的に困窮している。2018年調査によると可処分所得が全体の中央値の半分に満たない人の割合を示す「相対的貧困率」は、母子家庭で51.4%、父子家庭で22.9%、二人親家庭で5.9%となっている(労働政策研究・研修機構)。NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむのアンケート調査(4/2～4/5)によると、収入減があると答えた人は

54.4%。そのうち「なくなる」が5.3%だった。一方で、子ども食堂の多くは休止を余儀なくされている。(5/9日経)

5/11 視・聴覚障害者7割が「生活不便」

4月末に一般社団法人「ダイアログ・ジャパン・ソサエティ」がウェブ上でアンケート調査。7割が生活に不便、5割がコミュニケーションに不安心配を感じる。4割に情報取得が不便と感じるなど、課題を示した。(5/11日経)

5/11 第4回厚労省・LINE調査

「収入・雇用に不安」が3割。職業別ではタクシー運転手、理容・美容・エステ、宿泊業・レジャー、飲食業でその割合が6割を超えている。

5/13 児童虐待1～2割増 1～3月期

厚労省が児童相談書で虐待として対応した件数が前年同月期にくらべて1～2割増加していることがわかった。

5/13 山梨県女性にネットで中傷

東京都内で働く女性が連休中に帰省し、帰省中にPCR検査で陽性が確認されたのちに公共交通で帰京したことを山梨県が公表したところ、女性や勤務先に対する中傷が激化した。勤務先は損害賠償請求も検討している。(5/13朝日)

5/18 困窮学生へ最大20万円(文科省「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金制度」、留学生に成績条項は国籍差別と批判)

文科省によると大学生・大学院生、短大生、高等専門学校、日本語学校、約370万人のうち約43万人を予定し、対象を限定している。4月下旬全国大学生生活協同組合連合会のアンケートで

はバイト収入が減少する見通しの大学生は4割、大学院生で5割だった。

なお、この制度に対して、5/25 移住者と連帯する全国ネットワークなど5団体が「すべての困窮学生に支援を求めます」声明を発表。留学生の場合、成績が上位3割以内とするのは国籍差別。朝鮮大学校や一条校以外の学生も対象にすべきという声明を出した。

5/21 差別や偏見なくす報道を

新聞協会と民間放送連盟は感染者や医療従事者、エッセンシャルワーカーらへの差別や偏見を防ぐための報道を心がけるとの声明を発表。

5/25 9月入学、段階的移行なら「待機児童47万人」試算

刈谷剛彦オックスフォード大学教授らの調査チームが、政府が検討中の段階的移行の場合、21年～23年にかけて合計で47万人の待機児童が出るという試算を発表した。

5/25 緊急事態を全面解除

政府は、4月7日に発令した緊急事態宣言を1ヶ月半ぶりに全面解除した。25日に解除したのは、北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川。国内での感染確認者は、16,415人（クルーズ船721人）、死者852人（13人）。

5/27 ILO 新型コロナの雇用・労働への影響をまとめる（4-6月推計）

昨年と比較して今年の4～6月期に3億500万人分の、世界の労働時間全体の10.7%が減ると推計した。同時期に18～29歳で17.1%が働くのをやめ、働き続ける人も23%の労働時間を失うと推計した。また、公衆衛生の対策で「検査と隔離」を徹底し

ている国ほど労働時間の喪失が少ないとしている。

5/29 貧困の子ども8600万人増の危険性（ユニセフ）

ユニセフとセーブ・ザ・チルドレンは、パンデミックによる世界的な経済危機の影響で、貧困化の子どもが年内で最大8600万人が増加し、6億7200万人に達する可能性を指摘し国際社会への連携を訴えた。

5/29 休業者最多の600万人

4月の労働力調査（総務省）によると、ここ1年くらいは200万人だった休業者が597万人を記録した。休業は失業ではなく仕事を休んでいる人をさす。今後、失業増に転化する可能性もある。

5/30 専門家会議の議事録「不存在」

医薬業界専門紙「リスファクス」が28日、専門家会議の議事録開示請求に対して、内閣官房が「不存在」として不開示決定したと報じた。（5/30朝日）

ブックトークの案内

9月16日（水）

10時～11時30分

人権平和センター豊中 2階参考室

毎月第3水曜日に実施しています。

申込不要です。お気軽にご参加ください。



気づきと学びの場

豊中市人権教育推進委員協議会 50 周年

植松 英子【評議員】

人権協との出会い

今年度、豊中市人権教育推進委員協議会は創立 50 周年を迎えます。私が初めて「豊中市人権教育推進委員協議会」（以下 人権協）に関わったのは 13 年前になります。子どもが通う小学校の PTA 役員が当たってしまって、その関係で人権協の地区代表委員になりました。予想外のことで当時の校長先生に「人権協って何ですか」「参与ってどなたですか」とお聞きしました。校長先生は「参与は私です。全校長が委嘱されています」「人権について学ぶところで、私たちの生活全てが人権と関わっています」「人権の勉強、面白いですよ。私と一緒にしましょう」と言われたのです。面白い？先生が困った時は助けてくれる、一緒にしましょう、という言葉が今でも忘れられない言葉になりました。そうして人権研修講座に参加してみたら、知らないことがいっぱいあって、知らないうちに人を傷つけていることがあることを学びました。当時の私は子どもの世話に毎日忙しく、「人権」について立ち止まって考えることなどなかったのです。人間関係や社会には人権尊重が大



切で、常に意識していないと薄れしまう、ということに気づかせてもらったのです。今は差別や偏見は学ばないと気づかない、見ようとしないと見えないものと念頭におき研修講座を大切にしています。

また、人権協をきっかけに、まちづくり協会で人権文化まちづくり講座や自主事業のブックトークにも参加するようになりました。様々な立場の方の考えや社会を見る視点、問題点を聴くことができ、大変勉強になっています。今は評議員さんや理事さんと共に部落問題についての自主ゼミナールを行ったり、学びを深める場として積極的に活用させてもらっています。この年になって改めて学びの大切さと面白さを感じています。

豊中市人権教育推進委員協議会の概要

1969年（昭和44年）10月、和歌山県田辺市役所に豊中市の市民からの手紙が寄せられました。その手紙は露骨な部落差別の身元調査の依頼でした。田辺市は豊中市に調査を申し入れ、事実確認の結果、明治末年生まれの女性が娘の結婚について相手の身元調査をしたもので「人種、新平民、部落」という差別観念が固定していることがわかりました。折しもこの年は同和対策事業特別措置法の初年度であり、豊中市の人権啓発活動を本格的に推進させるきっかけともなりました。故高畠光明さんは「私たちの豊中市を一日も早く差別のない明るい町にしなければならぬ」と決意し、そのためには市民一人ひとりに人権教育を徹底させる必要があると考えました。故高畠光明さんのこの提唱は豊中市や豊中市教育委員会の協賛を得ることとなり、各地域や団体への呼びかけが重ねられ、賛同者の輪は次第に広まっていきました。

1970年（昭和45年）4月、41名によって豊中市人権教育推進委員協議会（以下 人権協）が結成されました。「身



元調査お断り運動」や「人権擁護都市宣言を求める運動」「人権条例を求める運動」では中心的な役割を担いました。現在では委員数約4000名となり、人権教育をすすめる市民組織としての大きな役割を果たしています。人権協の特徴は全ての委員が一人の市民として個人の資格で参加し、各小中学校区、市内公私立高校を単位に委員会をつくり、全校長に参与を委嘱し、研修を中心とした人権教育活動を自主的に行っていることです。

人権協の活動方針には委員として生活の中にある差別と偏見に「気づき」とあり、学ぶことの大切さを掲げています。通常は5月総会、11月「市民の集い」、12月人権デー駅頭啓発活動と研修・機関紙・広報の各部会活動を軸に、69の地区委員会（小学校41、中学校18、高校11）が地域での実践活動を進めています。

※2020年度は創立50周年記念の年であり、当初の予定通りならば、11月5日（木）に、豊中市文化芸術センターで「50周年市民の集い」が行われます。

歴史を振り返る

「緊急事態」を機に子ども支援の今後を考える

林 誠子【理事】

新型コロナウイルスの感染拡大は、1月に始まり、5か月余りを経過しても、安心の状況には至らない。抗体検査等の体制の充実に合わせ、ワクチンや治療薬の開発が大きく進まない限り、国際的つながりの中で生存する私たちにとって安心という日はまだ実現しない。今回の感染拡大の長期化の中で、感染した子どもはそう多くはなかった。

しかし、緊急事態の中で居場所を失い食えることがままならない・壊れていった家族関係の中で安らぐ場所や時間を失っていった子どもたちの姿は身近に浮彫になった。

この4月から、豊中と螢池の二つの人権まちづくりセンターが人権平和センターに組織変更し、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会は、①相談及び人権・平和啓発事業②こどもの学び・居場所事業③こども多世代ふれあい事業の三事業を受託し、2020年度出発のはずであった。特に子ども支援の事業は、協会としての事業展開は初めてのことであり、新たに多様な経験者を迎えてのスタートとなるはず

であったが緊急事態宣言の中で、大幅に遅れることとなりました。

これまで基本的には児童館という位置づけで地区の子どもを含む広域の子どもたちを対象に、センターでの子ども支援事業が市の直営で実施されてきました。

1955年の豊中市立児童館の開館以来、行政や地区の関係者、教育関係者、関係諸機関など多方面の方々の努力によって紆余曲折ありながら継続実施されてきたと承知しています。それだけに今後の事業への期待も多様で、苦難のみちも予想されます。

今回の子ども支援事業（子どもの学び・見守り・寄り添いの場づくり事業をさす）受託の決定をきっかけに、私は「豊中市同促創立30周年記念誌 人間の血は涸れず」（1984年発行）を再び開き、先人の努力の足跡をたどり、当時の関係者にお話を聞く機会となりました。また、児童館の根拠法である児童福祉法、そのガイドラインにも目を向けることができました。さらに今では当たり前になっている全小学校に設置されている豊中市の放課後こどもクラブ（法は放課後児童クラブ）の存

在の大きさにも改めて目を向けることとなりました。

放課後児童クラブの制度は、1966年に豊中市教育委員会が担当し、共働き家庭等の最低限の子どもの安全を確保する「留守家庭児童会」としてスタートしました。私は、新卒で学校に就任したばかりで、大阪も豊中も教育もわからない中、担任をしながら校務分掌の一つとして担当しました。その後1989年退職するまで少なからずこの充実には教員として、組合員として、時に保護者としてなどかかわってきました。

この半世紀以上もの間に家庭や社会環境の変遷もあり、子どもを守る施策も多様にもなり、大きく発展もし、子どもの人権への関心も高まってきている中で、さらに新たな課題や要求も生まれています。半世紀も前の時代を懐かしく、また苦く思い出しながら、これまでの児童館的機能の存続を強く願われる方々や事業を担う協会関係者、市域教育関係者、市の子ども施策推進の関係者と共に今後の子ども支援事業を考えていくに当たり、これも私自身のよりどころを見出したいとの思いで綴り始めました。

1. 豊中の児童館

1955年、地区の子どもを重点にしながらも広く豊中市内の子どもを対象にしてブロック建ての児童館が建設され、2年後には保育棟が建設され、就労証明の取れない仕事や内職などする

家庭の子どもの午前中の保育が10年間実施されてきました。この事業はやがて解放会館建設時の保育所の設置となり継承発展してきました。

児童館は広域的役割も担い、市内全域の子ども会の指導者育成講座なども積極的に進められ、市内の各地域で子ども会が誕生し活発な活動につながったという歴史もあります。

一方周辺地域の小中学生を対象にした事業では、児童館は轟木公園の中であり、屋内・屋外の遊びを通じて子どもを育て、居場所を確保し、子どもの生活の安心安全を確保するということを軸に進められてきました。

30年記念誌によると、広域対象とはいえ、建設費の半分は同和対策事業費という国庫補助で建てられた経過もあり、事業の視点を地区の子どもに据えるため、運営委員として参加した地区代表者たちの努力で児童館が特色づけられました。1956年の児童館資料には豊中の児童館の特性として以下の記述がみられます。「児童館は同和地区に隣接している一方、轟木公園をはさんで、高級サラリーマン市街地に接し、貧困な土着市民家屋地帯と裕福な移住者居住地帯との間に存在している。・・・部落解放が強く叫ばれている今日、このような地域に存在する児童館は同和教育のセンターとしてこれらの推進に献身しなければならない。・・・非行・長欠等の問題をかかえる子どもたちの指導には、単に子どもの表面上に見られる現象のみを取り上げて云々するばかりではなく、子

どもを育てた家庭環境・社会環境を十分考慮に入れた上で、適切な指導がなされなければならない」(30周年記念誌 P156)

当時は、クラブ活動という名の指導で小学校低学年、中学年、高学年、中学生というグループでの学習くらぶ、図工くらぶ、音楽くらぶ、そろばんくらぶ、理科くらぶ、土曜くらぶ、体育くらぶなどが曜日や時間帯を決め学習支援と体育的活動、芸術・表現活動などに参加するしくみであり、当時指導に当たったのは、克明小学校や五中など5校ほどの教員たちでした。(P161)

その後、地区児童にもっと積極的に働きかけることをめざし、参加する子どもたちの保護者に声をかけ「市立児童館とどろき会」を組織し、家庭と児童館の連携を図ろうと試みられましたが大きな成果を得るには至らなかったようです。一方、村の青年たちによる地区の子ども会活動指導は、「仕事を持つ青年達には負担が重く、児童館ができてからは、地区の子どもたちを青年たちが育てるという自主的な活動のエネルギーをそぐことになった」(P163) という記述があり、複雑な気持ちになりました。

その後、地区の人たちの就労保障施策により市の職員となった地区の青年たちが児童館職員を担当し公務員の仕事と運動体としての仕事の二つの立場の異なる任務を同一人が担う結果となった時期もありました。

このあたりから、事業体が担うことと運動体が担うこととが外から見ると

わかりにくくなっていったように思います。いや、私はそうなのでした。どちらも当時必要不可欠なものでしたが、位置づけが明確であることは困難にぶつかったときの議論を進めやすくし、納得できる着地点を見出せるように思います。

1973年解放会館が建設される前後から、児童館での支援は克明小学校や五中の同和加配教員が中心になったり、全教員が交代で担当するなど学習支援は教員中心に行われた時期があり、さながら学習塾のようであったりテスト前はテスト対策の様相であったという記述もあります。

完成した解放会館の中に隣保館機能、児童館機能も抱合され、人権まちづくりセンターになった時にも同機能は条例上も存在しましたが、人権平和センターになった現在、条例上には文言は存在しませんが、子ども支援として子どもの居場所づくりと学習支援の二つを担うことでスタートしたと理解しています。

2. 市内全小学校に設置されている放課後児童クラブ(旧留守家庭児童会)

70年大阪万博を前にした1960年代後半は、農山村、漁村、炭鉱の離職者など地方から多くの人が大阪に仕事を求めて集まりました。私も熊やタヌキのいる中国山地の山奥で生まれ大阪に来ました。

人口急増の豊中市には廊下の両側に6畳や4畳半の部屋がずらりと並ぶアパートや文化住宅とよばれる建物が急

増し、小学校が次々に建設されました。南部地域にあった大手白物家電の工場も働き手を求めていました。パートで働く母親が増え始めた時期です。

留守家庭児童会は、1966年から各小学校ごとの留守家庭の子どもの放課後の安全のために始まり、教員の校務分掌に位置付けられ、私の勤務校では子ども二人を預かりました。色紙や画用紙、色鉛筆を用意し、使われていない部屋の隅で過ごさせるような今思い出しても心の痛むスタートでした。職員会議の途中で3時になれば、おやつをもって二人の子どものたちの部屋に走るといようなその場しのぎの申し訳ないものでした。明日の授業をどうするかで心がいっぱいだった私は、預かっている子どもの気持ちも親の気持ちも考えるゆとりもない日々でした。

翌年からは、各校とも校区のお母さんなどが有償ボランティア指導員として配置されるようになったと記憶しています。二つ目の学校に転勤した学校では、パートなどで働くお母さんが多い学校で40人前後の子どもが留守家庭児童会に通っていました。教室一つでは満杯の状況でしたが地域の状況をよく知った二人の指導員さんが子どもたちを「お帰り」と迎えてくださり、宿題を済ませるよう促したり、少しずつくらしや遊びのルールを子どもたちに教えておられました。

校務分掌上の教員は、指導ではなく役所との連絡や予算執行などの事務的なことを主に担当しました。留守家庭児童会用の遊具（ボールや絵本、輪投

げ、なわとび）など必要なものを指導員さんと相談しながら要求していきました。また、担当教員として私の記憶に残っていることの一つに、このころから私の在籍校では、保護者懇談会を定期的に持つようになり、子どもたちの放課後の様子を保護者に知っていただいたり、親の悩みや相談を聞く・語り合うなど指導員と親と担当教員、親同士などのつながりと信頼関係が築かれるようになり、子どもたちの暮らしの背景などに、より目を向けることができるようになりました。

今では当時以上に共働き家庭やひとり親家庭が増え2教室を必要とする学校もあるほどにニーズも高まりその内容も充実し、何よりすべての小学校に開設されて55年継続されています。このことは働く親にとって大きな子育て支援策であり、子どもの大切な居場所となっています。障害を持った子どもの受け入れの中で加配指導員の配置がなされるようにもなりました。放課後児童クラブの充実は、豊中市の大きな財産ともいえます。

今回の新型コロナウイルスによる一斉休校時には、親にも指導員の方々にも多くの不安や困難がありながらも、すべての小学校で子どもの居場所として、また子と親の安心安全の大きな支援になりました。4月の緊急事態宣言後は、医療従事者の子ども等の利用を重点に自粛を求める要請もありましたが、閉鎖することなく続けられ大きな役割を果たしました。教員の校務分掌や有償ボランティアから始まったもの

が何とか雇用という形になるにも、開設数年後からの1970年代の市職員労働組合や教職員組合の取り組みが有形無形の力となりました。

3. 児童福祉法における児童館や放課後児童クラブの位置づけ

1948年施行された児童福祉法40条では児童館、児童遊園を児童厚生施設と位置づけ、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設とする」と定め、対象は0歳から18歳の子どもとしています。

一方、現在の放課後児童クラブは、1997年児童福祉法が、同法6条3の第2項で、放課後児童健全育成事業が加えられ根拠法となりました。「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し授業終了後に、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を提供してその健全な育成を図るもの」と説明しています。対象児童も10歳程度としていたものを「小学校児童」と拡大されました。

また、児童館については、2018年に改正されたガイドラインによると、児童館の特性として「子どもは遊びを通して育つもの。遊びを指導するものがあることで子どもの居場所となり地域の拠点となる。子どもが自由に過ごし遊ぶことから、子どものあらゆる課題に直接かかわることができる。子どもと一緒に考え対応し、必要に応じて

関係機関に橋渡しをし福祉的課題に対応できる。地域の人に見守られ、安全な環境の中で自ら成長していくことができる。」としています。

放課後児童クラブも児童館もどちらも①児童福祉法を根拠とし、②遊びの場・生活の場の提供（居場所）③指導する人の配置は、共通しています。

2020年度4月から受託事業としてセンターでスタートするはずだった子ども支援事業が、これまでの利用者や近隣教育関係者から存続を強く求められたことに応じて行かなければと思います。同時に①この地域の特別なニーズとして動かしがたい課題とは何なのか、②今回の新型コロナウイルス感染という緊急事態にその受け皿の実態はどこだったのか③それらは市内の他の地域でも共通する子育て・子ども支援課題として求められていることなのか等、明らかにするとともに、2月から6月初旬までの間の子どもの受け皿の実態をも把握できればと思います。そうすることでこれまでの意見の相違や様々な立場を超えて、豊中市として見直したり新たに付加する必要のある子育て・子ども支援施策や中学生への学習支援や居場所づくり等併せて検討し、今後の政策提起ができるようになることを心から願っています。

なお、私の個人的体験によることや、体験していないで文書から読み取ったことなどにより、思い違いや不正確なことが含まれてることもあるかもしれません。ご指摘いただき、お許しください。

記憶から記録の時代へ

高田敏子さんのお話

現在の人権平和センターの建物が建つ前、プレハブの事務所だった頃から豊中市同和事業促進協議会で働いておられた高田敏子さん（87歳）に前事務局長と一緒に話を伺いに行きました。高田さんは、住宅期成同盟の一員として、団地（解放住宅）の1、2棟を建てる運動に参加され、今は3棟に住んでおられます。50年以上運動に携わり、長い間この地域の状況や、それを取り巻く行政の在り方を見てきた高田さんに、さまざまなお話を聞かせていただきました。（文責：秋山みき）

児童館の始まり

この地域の人々が小さな畑を生活の支えとして生きていたころ、子どもたちが集まる場・遊ぶ場はまだなかったそうです。そこで、「教育が重要だ」と主張した寺本知さんを中心に子どもの集まる場所をつくる動きが生まれ、地域の人々の多くは生活に直接かかわる畑を手放し、無償で土地を提供したそうです。高田さんのおばあさんも、この時、畑の土地を提供しました。畑を手放すということは決して容易なことではなかったものの、地域の人々が「子どもたちのために」という一心で、決断をしたということが伝わってきました。解放会館、センターの歴史は、「自分たちで建てた」児童館からスタートしている、という思いは非常に強いものだということが、お話の中から感じ



られました。だからこそ、豊中市がこれまで行ってきた事業の大幅な見直しを行い、その流れの中で2020年度から児童館の事業が廃止されそうになったということについては、理解ができないという様子でした。この動きが、いかにこれまでの歴史を顧みず、市によって一方的に進められていたのかということがよくわかる話であったように思います。

また、児童館の時は、地区だけでは



住宅1棟（2019年7月撮影）

なく、市全域から子どもたちが来ていましたが、解放会館（1973年開館）ができてからは、同和対策事業として実施されたために、対象が地区の子に限定されました。そのような中で、家庭の事情で地区外に住んではいるものの、どうしても子どもを児童館に通わせたいと強く求めた保護者に対して、高田さんが断らざるを得なかった時のことをお話してくださいました。このことは現在でも高田さんにとって、忘れられない、心苦しい出来事として残っているようでした。

子どもたちは家では集中して勉強ができないからこそ、やはり児童館は絶対に必要だと自信をもって言い切られたことも印象的でした。現在、塾などに通うことができる子どもは増えているものの、同時に給食やこども食堂がなければ十分に栄養のある食事をとれない子どもも増えており、そのようなギャップの広がりも懸念されていました。

児童館がどのような経緯で建てられたのか、これまでどのような役割を果たしてきたのかということについて

しっかりと向き合い、今後の子どもたちに必要なことを中心に据えて考えることが最も重要なことなのではないかと考えさせられました。そのためにも、児童館設立当時の状況や経緯を良く知っている高田さんのような人にお話を伺い、状況を知ろうとする姿勢が不可欠であると思いました。



解体工事（2019年11月）

差別と解放

これまでに受けた部落差別や、高田さんの部落に対してのとらえ方についてもお話を伺うことができました。高田さんは昔、働いていた時の上司に、帰り道を聞かれた事をお姉さんに話した時、部落であることをばれないように、岡町駅ではなく豊中駅で降りて帰宅することを勧められたりしたことに、運動を通して少しずつ「なぜ悪いことをしていないのに怖がられなくてはならないのか？」と疑問を感じるようになっていったそうです。しかし、その後お姉さんもいろいろな差別を受けてきており、そのような差別から逃れるために、そういった対応をするし



解体工事（2019年12月）

かなかったという背景も明らかになった、と話されていました。差別は、その場で相手を傷つけることはもちろん、その人のその先の人生にも深くかわり、家族や友人関係にも大きな影響を及ぼすということを改めて実感しました。

寺本知さん

2023年に豊中水平社が100年を迎えることに関連して、これまでの50年以上にわたる運動生活を振り返り、最も印象に残っていることを尋ねられた高田さんは、やはり寺本知さんの名前を挙げられました。住宅期成同盟と市との交渉のとき、女性であることから意見を言うことを止められることもあった高田さんに、寺本さんは意見を言わせてくれたそうです。高田さんは、「物言う」ことを初めて経験。仕事を勧めてくれたのも寺本さん…と繰り返し感謝を口にしていました。

また、当時読み書き（特に書くこと）が困難であった高田さんは、仕事を始めた後も困ることが多く、周りの人の支えと自身の努力によって何とか仕事

を続けておられたそうです。30歳を過ぎたころ大阪市内で開催されていた解放学校へ1年間通い、色々な話を聞いたり識字学習などを通して、差別への本当の怒りを感じるようになり、少しずつ自信を持つことができるようになったと語られていました。勉強をして「世界が開けた」という言葉には、非常に重みを感じられ、強く印象に残っています。識字学習の重要性について話を聞くだけでは伝わり切らない現実に触れることができたような気がしました。

地域のつながりの変容

団地での生活についてのお話も、色々な切り口から聞くことができました。お話を伺ったのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外出自粛ムードが高まっていた3月半ばで、外出ができず、家での生活にも張りがなくなってしまったことを語られている中で、同じ団地に住む一人暮らしの住人たちが心配で、廊下に出ては部屋の電気がついていないことを確認することが日課だということも話されました。ま



解体工事（2019年12月）

た、もともと地区に住んでいた人やつながりのあった人、そしてその家族の現状についてまでよくご存じで、これまで私が暮らしてきた地域の雰囲気とは大きく違うことが感じられました。住民同士がお互いのことを良く知り合っていて、そのつながりを大切にし、一度できたつながりはそう簡単に切れるものではない、という人情にあふれたあたたかい雰囲気が伝わってきました。

同時に、昔は子どもの友達を招いてご飯と一緒に食べたり、他人の子どもも怒ることがあったり…といったつながりがあったものの、最近ではそのような関係性はなくなり、冷たい社会になってしまった、というような寂しさを口にされることも多かったように思います。地域やセンター、社会の雰囲気が時代とともに移り変わっていく中で、高田さんやこのセンターが大切にしてこられたあたたかい関係性も失われつつあるということが現実味を帯びて感じられました。



解体工事（2020年5月）



解体工事（2020年5月）

お話を伺った帰り道、すれ違った方はたまたま高田さんと同じ階に住む住民の方でした。団地に住んでいる人たちがつながっていて、いつもお互いが元気にしているかな？というようなことを気かけあっているという感じが伝わってきました。やはり、このようなあたたかな関係性がこの地域のとても素敵な部分なのではないかと改めて感じさせられました。

人情やつながりは薄れ、自分たちのことで精いっぱいになっている現在の社会で、高田さんが感じられる「寂しさ」「冷たさ」というものも少しわかるような気がします。

生きてきた時代も、この地域で過ごしている時間も全く異なる私が高田さんのお話を伺うことは、非常に新鮮で勉強になることが沢山ありました。とても貴重なお話を聞かせていただきました。高田さん、ありがとうございました。

ようやくスタート

子どもを最優先に

田中 新三【事務局】



会社を退職してのんびりとしていましたら、昨年10月にお仕事の声がかかり、私で役に立つのであれば、ということと声がかかるうちが花だと思い、二つ返事でお受けすることにしました。

そして今年の2月に4月から「こどもの学び・居場所事業」の仕事に関わることが決まりました、と連絡が入りましたが、3月2日に新型コロナウイルス感染症により全国の学校で3学期末まで一斉休校となり、4月7日に緊急事態宣言が発出されました。

ようやく5月21日に大阪・京都・兵庫の緊急事態宣言が解除となり、いよいよ6月1日から仕事に携わらせていただけることとなりました。

今回のことで私は「あたりまえのこと」を「あたりまえのことではなかった」と感じることができました。つまり、今までずっとあたりまえに月日が過ぎ去っていったのに、今回は普通に買い物や観光に行くことが全て自粛となりました、特に人との会話の機会が無くなるということとはとてもつらいと感じるようになりました、こんなことは初めてです。

これからは子どもの安全、日常生活の保障を最優先に、子どもたちの役に立てるように仕事をしていこうと思っていますのでよろしくお願いします。

なお6月は累計で257人、就学前から高校生まで幅広い子どもたちの参加があり嬉しく思っています。



センターから協会へ

改めまして、よろしく申し上げます

西 智子【事務局】

コロナ禍のため世の中が大騒ぎのころ、令和元年度をもちまして豊中人権まちづくりセンターから人権平和センター豊中へといつの間にか生まれ変わりました。そのようななか豊中人権まちづくりセンターで十数年間、総合生活相談の相談員として地域の皆さんと関わらせてもらいましたが、このたびとよなか人権文化まちづくり協会が市の事業を委託されたのがご縁で職員としてお世話になることになりました。4月より新たに総合生活相談の専用電話が設置され、さらに充実した環境の中、引き続きまちづくり協会で相談員をさせていただきます。

電話相談だけでなく、高齢者対象の



菊地さんの紙芝居（地域交流事業）

地域交流事業や講座を開催することで相談につながることもありますので、困りごとや悩み事を聞かせてもらいながら、解決に向けて一緒に考えていく生きた相談を行いたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

まずはご相談を

コロナ禍に伴う相談と新規事業のスタート！！

福島 智子【事務局】

今年度はスタート前から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月に緊急事態宣言が出され、センターの事業

も中止となってしまいました。

本来でしたら、4月から新事業も含めてスタートする予定で準備を進め

てきましたが、それどころか、いつから始められるか不透明な日々となる上に、三密を避けましょうということで、とても仕事がしにくいスタートでした。

そんな中でも電話相談は、可能なので動き始めました。相談事業は、「総合生活相談」、「人権相談」ともに新たに専用電話を設置しました。特に広報誌で紹介されると相談件数も増えてきています。相談の中には、今回のコロナの影響を受けて、不安を抱えておられる相談もありました。

一見すると、コロナの影響ではないと思われる内容でも、外出を自粛せざるをえない状況で、行き場がなくてストレスを感じておられるなど、様々な影響が出ているように感じました。

相談の対応をしながら、一方では新



規事業の準備は進めていましたが、講師への連絡や調整、参加者へも連絡が必要で、スタートしたときの感染予防策なども準備する必要があり、長いようであつという間に4月・5月が終わり、6月からやっとスタートしました。

私にとっては初めての事業もあり、ドキドキのスタートとなりましたが、少しずつでも参加者のみなさんとも関係をつくっていきたいと思います。

ピンチをチャンスに変えて

この数か月間の振り返りとこれからのこと

重本 洋輔【事務局】

1月ごろに「中国の武漢で新型コロナウイルスの感染が広まっている」との報道がされはじめた時、「日本もこのまま無関係というわけにはいかないだろう」と意識はしてはいたが、学校や施設が軒並み閉鎖されたり、有名人

を含めた多くの方が亡くなったり、そして緊急事態宣言が発令されるまでの状況になるなんてまったく想像していなかった。

当たり前だが、すべてが初めての経験だった。僕自身は子どもがいるわけ

でもなく、仕事やお金に困ることもなく、持病があるわけでもなかったが、それでもこの数か月間は精神的にめっちゃくちゃきつかった。

4月の中旬ごろに僕の胸から背中にかけてヘルペス（帯状疱疹）が現れたのは単なる偶然ではなく、思うように外出できないストレスと目に見えない新種のウイルスへの不安や恐怖といったストレスが原因だと思っている。

しかし、この数か月間の緊急事態の中で改めて気づいた（学んだ）こともある。一つは今の政府は無責任で頼りないというか、何があっても我々を守ってくれないし助けてもくれないということだ。人の命がかかっているにも関わらずオリンピックの開催や経済を回すことを優先しようとしたり、呑気にくつろぐ動画を上げたり、今更感のあるアベノマスクを配ったり、拳句の果てにはどさくさに紛れて法律を変えるような動きまであった。僕の母親がよく「政府なんかあてにしていけない」「最後は自分で自分を守るしかない」と言っていたが、まさにそのとおりだと痛感した。これを機会に多くの方が今の政府の問題点に気づいてくれることを願いたい。

もう一つ、これまで当たり前だったことが当たり前でなくなったというか、個人的な趣味である映画鑑賞や野球観戦などと同様に、この間いろんなところで予定されていた人権講座や学習会が軒並み延期・中止になり、差別や人権について学ぶ機会・方法が制限されてしまったことで、その有難みや



老人憩の家休館の張り紙

大切さについても改めて実感させられた気がする。

差別や人権に関わる情報を積極的に収集していくことは前回の機関誌に書いた「目標」にも関わってくることなので、2か月遅れになってしまったが、これから挽回できるようにしっかり取り組んでいきたいと思う。

現在、まだウイルスが完全に収束したわけではないし、第二波、第三波のこともあるので油断はできないが、6月に入ってセンターも協会も新しい名前・新しい体制でようやく正式にスタートすることができた。三つの密やソーシャルディスタンス（社会的距離）など、これまでになかった対応や対策に戸惑うことも多く、「利用しないでほしい」「他の人と距離をとってほしい」といった具合に、いろんな人が気軽に利用したり、いろんな人同士が出会ったり、交流していくための人権平和センターに相応しくないようなお願いをしなければならない時もあるが、複雑ではあるが、皆で力を合わせながら今後も様々な問題や課題を乗り越えていきたい。

INFORMATION

| | | |
|---|---|--|
| <p>人権文化まちづくり講座 7月30日(木) 14時-16時</p> | <p>パレスチナから考える 平和と人権 お話し：岩城 ^{あきら} 聡さん (日本聖公会大阪教区司祭)</p> | <p>自由と人権のないパレスチナの歴史や現状を学びます。 定員：30名 申込：電話、メール、FAX、来館で受付</p> |
| <p>パネル展 8月5日(水)～ 8月19日(水)</p> | <p>ひろしま</p> | <p>会場：人権平和センター 螢池 9時-17時(日曜休館)</p> |
| <p>8月8日(土) じんまち☆シネマ</p> | <p>パッチギ！ 井筒和幸監督作品・ 2004年/120分</p> | <p>申込不要</p> |
| <p>人権文化まちづくり講座 8月20日(木) 14時-16時</p> | <p>コロナ禍のメディアとわたしたち【入門編】 進行：とよなかメディアプロジェクトチーム</p> | <p>メディア・リテラシーとは何かについて参加型で学びます。 定員：30名 申込：電話、メール、FAX、来館で受付。どちらか1回の参加も可能です。</p> |
| <p>人権文化まちづくり講座 8月27日(木) 14時-16時</p> | <p>コロナ禍のメディアとわたしたち 【やってみよう！編】 進行：とよなかメディアプロジェクトチーム</p> | <p>入門編を踏まえて、コロナ禍をめぐるニュースの分析を行います。 定員：30名 申込：電話、メール、FAX、来館で受付。どちらか1回の参加も可能です。</p> |

※記載のないものは人権平和センター豊中が会場です。すべて参加無料です。

編集後記

◇機関誌は協会の役員から投稿してもらっていますが自由に個人的見解を述べていただいています。◇青木さんの寄稿を拝見すると、当事者を抜きに話が押し進められてしまうケースが非常に増えている気がする。議論をすれば反論されてしまう自信のなさの表れか、それとも当事者をないがしろにしているのかどちらにせよ到底納得できるものではない。豊中でのインクルーシブ教育は全国に先駆けて打ち出されたものだ。子どもは大人から学ぶことが多いかもしれないが、子ども同士ふれあいながら学ぶこと、気づくことのほうが圧倒的に多い。そして大人が子どもから学ぶことも多い。青木さんからこの件を聞かなければ何も知らないままだったと思うと恐ろしくて仕方がなかった。なぜこのような事態になっているのか、豊中市には納得のいく説明、またはパブリックコメントの実施をお願いしたい。◇コロナ禍をめぐるニュースを西村さんにまとめていただきました。連日連夜、イヤになるほどコロナ禍のニュースが報道されていましたが、人種による感染格差があったことや、情報格差の深刻さ、保健所が約20年で半数近くまで減っていたことは全く知りませんでした。8月のまちづくり講座はコロナ禍とメディアリテラシーがテーマです。西村さんにも進行役としてご参加いただきます。お気軽にお越しください。◇人権協副会長、協会評議員、同和問題解決推進協議会の第6期市民委員もされていた植松さん。他にも子育て支援などにも活発に関わってらっしゃいます。2月

にはCAPみしま大阪の大人向けワークショップにも一緒に参加しました。勉強熱心で明るく気さくにお話ができ、いつも応援してくださる頼もしい存在の方です。

◇人権まちづくりセンター条例の廃止と新たに人権平和センター条例が昨年12月に本会議で可決された。そこには児童館の廃止も含まれている。豊中市からはパートナーであるはずの我々と何ら建設的な議論もなく、地域住民には何度か説明会はあったものの納得のいく説明がないまま話は進んだ。もちろん我々の力不足もあったかもしれないが、それでも必死のパッチにもがいて抗ったつもりだ。思い返すと毛穴から怒りが漏れて眠れなくなりそうなので詳しくは62号をご覧ください。HPからも読めます。ちなみに2009年に「続・人間の血は涸れず」が発行されています。豊中の運動の歴史を振り返る参考にしていただける1冊です。◇時折、事務所にお越しくださっているいろんな話を聞かせてくださった高田さん。「機関誌面白かったよ」と言ってもらえると私は原稿を書いていないのに嬉しい気持ちでいっぱいになる。解放会館の建設、センターへの名称変更、住宅の解体。地域の風貌が変わる様子を見てこられた高田さんの地域に対する思いは、私が想う以上に一筋縄ではないと感じる。聞き取り、ありがとうございました。◇2月19日、伊丹朝鮮学校F.Wの2日後から、市の事業が軒並み中止になった。見学に行けて本当に良かったと思いました。機関誌へのご意見、ご感想をお待ちしております。(森山)

相談窓口のご案内 (豊中市からの受託事業)

1. 総合生活相談

とき：火曜、木曜、土曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3713

2. 人権相談

とき：月曜、水曜、金曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3655

お気軽にご相談ください。面談での相談は予約が必要です。

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北 3-13-7 人権平和センター豊中内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://toyoin.secret.jp/>

E MAIL：bww37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

螢池事務所 TEL:06(6841)2315 E MAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp